

事務局長

皆様、おはようございます。
本日は公私とも大変お忙しいところ、会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。
初めに、欠席の届出ですが、16番、鈴木靖浩委員から出ております。21番、伊藤悟委員はまだ連絡ございませんけれども、到着されていないようですので、間もなく到着されるかと思えます。
それでは定刻となりましたので、ただいまから第2回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

(午前10時 開会)

事務局長

会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。
会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は21名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。
次に、前々回7月8日総会から本日までの主な協議報告につきまして、お手元に配付しております第2回総会までの業務報告書をご覧ください。
初めに、7月8日ですが、改選前の委員によります最後の第40回農業委員会総会を中仙環境改善センターにおいて開催しております。そして7月31日には改選後初の市長招集によります初回を仙北ふれあい文化センターにおいて開催しております。
その他につきましては資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただければと思います。
それでは、大仙市農業委員会会議規則により会議の進行は会長をお願いいたします。

議 長

では、本日の会議を開催します。
初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、3番、長澤信徳委員、4番、本間隆喜委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議 長

議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。
令和2年8月7日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長

議案第1号の案件1番を議題とします。本案件は〇〇番、〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇委員の退席を求めます。
(〇委員 退席)

議 長

事務局の説明を求めます。

参 与

ます。

議案第1号の案件2番から16番までにつきましては、ただいま説明いたしました2件のほかに、有償所有権移転5件、無償所有権移転1件、賃貸借権設定の新規1件、使用貸借権設定の更新6件がございます。

18ページから19ページの農地法第3条の調査書をご覧ください。

農地法第3条第2項各号には該当しない旨記載したもので、結果、全て許可要件を満たしているものと考えます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長	説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑ございませんか。 (なしの声)
議 長	質疑ないようですので、これより採決いたします。 議案第1号、案件2番から16番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第1号、2番から16番までの「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	次に、議案第2号の「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局長	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和2年8月7日提出 大仙市農業委員会 会長 細谷精悦
議 長	事務局の説明を求めます。
参 与	

20ページ、1番を説明します。

資料は1ページ、2ページとなります。

転用する農地は、大仙市豊川○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○平方メートル1筆です。
牛舎及び資材置場を建築するための転用です。

申請者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、29歳です。

理由といたしまして、○○さんは繁殖牛経営を行っており、現在の30頭から70頭までの規模拡大を計画しましたが、既存牛舎では対応できないため、新たに牛舎と資材置場を建築したいと考え適地を探した結果、自宅や既存牛舎に隣接し堆肥舎への動線もよい申請地を設定したものです。

農地転用の許可基準における立地基準につきましては、申請地はおおむね○○ヘクタール以上の規模の一团の農地の区域内にあることから、第1種農地に区分されます。第1種農地は原則許可できませんが、農業用施設等、地域の農業の振興に資する施設の用に供する場合であって、ほかの土地での代替可能性がない場合に限り例外的に許可できることとなっており、立地基準における許可要件を満たしているものと判断しております。

また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可基準を満たしているものと判断いたします。

- 議 長 事務局の説明が終わりました。
これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
案件1番についてお願いします。
- 田村委員 14番、田村です。
先般、事務局と最適化推進委員の鈴木清敏さんの3名で現地確認いたしました。今、事務局がおっしゃったとおりでございますけれども、4条の用途変更による転用でございます。〇〇さんは、今30頭規模を70頭規模にしたいということで、自分の家の隣接する自分の土地に畜舎を新設するというものでございます。農地は仙北平野土地改良区で〇〇アール近くの整地したところですので、当然、改良区にも届けております。用水、排水とも隣とほかの農業者には影響しないものというふうに思っております。
ただ、やはり畜舎ですので、最後は環境問題だというふうに思っております。集落との話し合いも済んでおり、集落の同意も得たということでございますので、どうかご審議いただけますようお願いいたします。
- 事務局長 現地調査、大変ありがとうございました。それではよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
- 議 長 質疑に入ります。
質疑ございませんか。
(なしの声)
- 議 長 ないようですので、これより採決いたします。
議案第2号について、原案のとおり決定することについて賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
- 議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第2号の「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第3号の「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
- 事務局長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和2年8月7日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦
- 議 長 事務局の説明を求めます。
- 参 与

21ページ、1番です。

位置図及び配置図につきましては、資料の3ページと4ページをご覧ください。
使用貸借権を設定し一般住宅を新築するものです。

賃貸借権設定の更新6件、使用貸借権設定の更新6件がございます。今回の所有権移転における売買経過、売買価格の内容につきましては、田では10アール当たり〇〇万円から〇〇万円と幅がございます。これは各地域の圃場の条件及び契約者双方の意向並びに実情を必要を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。

次に、賃貸借権設定の10アール当たりの賃借料の内容であります。田の低いほうでは10アール当たり〇〇〇〇〇円から〇万円と幅がございます。これも低いほうは圃場の条件が悪いことなどが考えられますが、契約者双方の意向もあり妥当な契約金額と推察しております。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- | | |
|------|--|
| 議 長 | 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
(なしの声) |
| 議 長 | ないようですので、これより採決いたします。
議案第4号の案件1番から7番及び9番から33番までについては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手) |
| 議 長 | ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第4号の案件1番から7番及び9番から33番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。 |
| 議 長 | 次に、報告第1号の「農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について」事務局より報告願います。 |
| 事務局長 | 報告第1号 農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について
下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する。
令和2年8月7日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦 |
| 議 長 | 事務局より報告願います。 |
| 参 与 | |

37ページ。

農地所有適格法人による報告についてでございます。37ページに記載されている6法人から申請がありました。

内容については、時間の都合により割愛させていただきます。

38ページから58ページの詳細をご覧いただきたいと思っております。

説明は以上です。

議 長 以上、報告といたします。

議 長 これで本日の日程は全て終了しました。
その他、事務局のほうから何かございませんか。

参 与

事務局の高橋ですが、私のほうから農業委員と推進委員の皆様の活動等について幾つかご説明させていただきたいと思います。既にご存じの方もいるかと思いますが、確認の意味も含めましてご説明したいと思います。

まず初めに、総会の出席についてでございます。

農業委員会の総会での議決権は農業委員の皆様でございますので、推進委員の皆様には基本的には出席を求めないこととしております。ただし農業経営基盤強化促進法による所有権の案件がある場合は、担当地区の推進委員に出席していただくこととなっております。また、農業委員全体に関わる重要な案件などがある場合も事務局のほうから出席要請の通知を送付しますので、総会に出席していただくこととなっております。

なお、総会でどうしても発言をしたいという推進委員の方は、議案到着後、速やかに農業委員会事務局へ連絡していただければ対応したいと考えております。

次に、農業経営基盤強化促進法に沿った利用調整会議の出席についてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法に基づく所有権の案件がある場合は、農地利用調整会議というものを実施しています。この会議では担当地区の推進委員から出席していただき補足説明をお願いしております。また、これに伴う確認書の書面等を推進委員の方にお願しております。強化法による所有権移転の案件が申請された場合は、事務局のほうから推進委員の方へその都度ご連絡する形となっております。

なお、農地利用調整会議に出席された担当地区の推進委員につきましては、総会にも出席していただくこととなっております。

次に、農地パトロールについてでございます。

農地パトロールは、毎年農業委員と推進委員の両委員が参加して農地を巡回していただいております。実施に当たっては全体での実施は無理ですので、今後も現行どおり各地域で実施していただくようよろしくお願いいたします。また実施時期につきましては、例年8月頃に実施しておりますので、本年度も8月頃に実施していただきたいと考えております。

次に、令和2年度秋田県農業委員会における政策提案の検討についてという資料をご覧くださいと思います。

これは、今年の11月20日に横手市で開催される秋田県農業委員会大会のときに取り上げてほしい政策案等がございましたら提出してくださいというものでございます。ただし、こちらは必ず提案しなければならないというものではございません。政策提案のある方は事務処理の関係上、8月14日までに別紙報告書様式に必要事項を記入の上、事務局までご提出願います。それと事務局のほうにまだ公文書が届いておりませんが、8月26日に令和2年度の農業委員会地区別研修会が開催される予定でございます。こちらにつきましては公文書が届き次第ご連絡をしたいと思っておりますので、よろしく願います。

私のほうからは以上です。

議 長

そのほかにありませんか。
(なしの声)

議 長

ないようですので、委員の皆さんから何かありませんか。
足達委員。

足達委員

大変貴重な時間を申し訳ないです。私からは報告させていただきますけれども、今回、議案に私が仲介した案件が上がりまして承認いただき、ありがとうございます。実はやっと3年目で周辺の農家から頼むということを言われて、3年目で地域に認められたかなと思っています。実はもう1件抱えていますけれども、同じような案件ですが大変厳しい状況です。それで今回こういう事務を担当したということで感想を一

言述べさせていただきますけれども、私もこのほか、随分今回関係者を回りまして、はんこをもらいながら行きましたけれども、非常にはんこの量が多くて、多分皆さん、受け手側の人は実感していると思いますけれども、大変な事務量だなどと思っています。ぜひ事務改善ということで個別に事務局のほうでお願いしています。そういうようなところ、個人的な感想ですけれども、よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。
田村委員。

田村委員

14番、田村です。
まだちょっと時間があるんで。まず、新しくなって3年間よろしくお願いしますというふうに思います。
それで、ずっとちょっと思っていることがあって、大仙市の五カ年計画を立てるということで、今多分話合いはしているというふうに思っているのですが、別の会で委員になったりしたこともあるんですけども、いつも感じるのは国の政策があって県の政策があって、市の政策があるわけですけども、我々農家の思いと市の農業政策というのは全然マッチングしないというか、別々なことをしているんじゃないかというふうに思っています。
例えば、ここ農業委員会なので農地の集積、集約をして担い手に集中させるというそういう思いと市の思いと、それから遊休農地を解消するという、そういう目標があるんであれば、やっぱり市もそういうことは言うんですが、市の農業政策に反映できるようにしてほしいなというふうに思うんですよ。
じゃ、それはどういうことをしなきゃいけないかという、いろいろ話合いもしなきゃいけないし、農業委員会の中でも議論もしなきゃいけないんでしょうけれども、農業政策をつくるということは1年や2年でつくれるはずもなく、市との農政との話合いの場が全然ないんじゃないかと、いつも思っています。それで我々の今困っているようなことと市の農業政策、私は全然マッチングしないのかなというふうに思っていますんで、何かそういうふうな機会をつくったり、これから新しい役員になったわけですから、何かしらそういう活動も必要でないのかなというふうに思っております。多分な予算もあることですので、それはそれでなんですが、もう一つ、そういう点お願いしたいというふうに思います。

議 長

今月下旬に新しい役員の方の役員会がありますので、そのとき議題としたいと思いますので、よろしくお願いします。

議 長

ほかにありませんか。
(発言の声なし)

議 長

ないようですので、これをもちまして第2回の大仙市農業委員総会を閉会いたします。
どうもご苦労さんでした。

(午前10時53分 閉会)